

資料番号	1
------	---

令和4年10月19日
 課名 総務局財産管理課
 担当者 県有資産活用担当監 長延
 内線 2307

県庁舎敷地の有効活用に係る公募について

1 要旨・目的

広島市中心部の再開発や街づくりが進む中で、来庁者用駐車場や県庁の森などの県庁舎敷地の有効活用策については、県庁舎敷地を民間に貸付け、民間主導による独立採算型運営形態を基本とすることとし、この事業運営予定者を選定するため、民間事業者から事業提案を公募する。

2 現状・背景

県庁舎敷地は、広島県公共施設等マネジメント方策（令和3年11月改定）の考え方に沿って、事業主体の公募・選定を行い、有効活用を図る。

3 概要

(1) 基本的な活用（案）

対象地	基本的な活用（案）	面積
県庁第一駐車場敷地	<ul style="list-style-type: none"> 事業者が自らの提案に基づき憩いの場を提供する施設（カフェ、レストラン等〔アルコール提供を含む。〕）を整備 施設の営業収入により管理・運営 原則、事業者が自らの提案に基づき緑地化エリアに芝生整備及び維持管理を行い利活用 【20年間程度の事業用定期借地権設定契約】	(施設部分) 1,736.94㎡
		(緑地部分) 1,077.67㎡
県庁第二駐車場敷地	<ul style="list-style-type: none"> 原則、事業者が来庁者等平面駐車場として整備 駐車場の営業収入により管理・運営 来庁者には一定(60分)の時間制限を設け、その時間内は無料 【土地賃貸借契約】	1,600.64㎡
税務庁舎敷地	<ul style="list-style-type: none"> 原則、令和7年度上期以降、事業者が来庁者等平面駐車場又は立体駐車場として整備 駐車場の営業収入により管理・運営 来庁者には一定(60分)の時間制限を設け、その時間内は無料 【土地賃貸借契約】	2,844.79㎡
県庁の森 中庭 南館前駐車場	<ul style="list-style-type: none"> 事業者が自らの提案に基づき、県庁第一駐車場に整備する施設と一体利用する等、新たな利活用 県は事業者と協議し、目的に資する改修を段階的に実施 【目的外使用許可】	—
合計		7,260.04㎡

(2) 公募対象者

民間事業者

(3) 公募内容

ア 公募用地

(ア) 所在地

広島市中区基町11番5～8

(イ) 実測面積（貸付エリア）

7,260.04㎡

イ 公募条件

(ア) 利用目的

周辺の再開発状況を踏まえた憩い等の場の創出に寄与すること。

(イ) 用途制限

民間活力を最大限活用するため、自由な提案を受けることとする。

なお、公序良俗に反する使用及び風俗営業等の使用の禁止のほか、都市計画法等関係法令は遵守するものとする。

(ウ) 契約方法

借地借家法第23条第2項に定める事業用定期借地権設定契約等

(エ) 契約期間

原則、20年間。貸付エリア以外は使用許可（基本1年）。

ウ 事業運営予定者選定方法

有識者等で構成する選定委員会において審査し、選定する。

(4) スケジュール

時期（予定）	内 容
令和4年10月19日（水）	募集要項の公表
令和4年11月30日（水）	参加資格確認申請書等の提出期限
令和5年1月20日（金）	提案書等の提出期限
令和5年2月上旬～下旬	選定委員会による審査
令和5年3月	審査結果の通知及び事業運営予定者の公表

4 対象エリア

